

納税証明書 は、

郵送

で  
楽々受取り！

納税証明書の受取りは、郵送がオススメです。

## 《オススメの請求方法》

### (1) e-Taxによるオンライン請求

ご自宅・事業所等のパソコン等から、① 電子証明書・ICカードリーダーライタを利用してオンライン請求し、② 手数料をインターネットバンキング等で電子納税すると、後日郵送されます。

### (2) 交付請求書の郵送

「納税証明書交付請求書」及び収入印紙等を税務署に送付すると、後日郵送されます（裏面参照）。

○ 詳しい手続は、同封のパンフレット及びe-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。

確定申告期(2~3月)に納税証明書を交付請求する予定の方へ

# 郵送でも交付請求できます！！

確定申告期間中の税務署は大変混み合います。

窓口及び駐車場が混雑し、納税証明書の受け取りまでに、

長時間お待ちいただく場合がございます。

そこで、来署せずに納税証明書が受け取れる

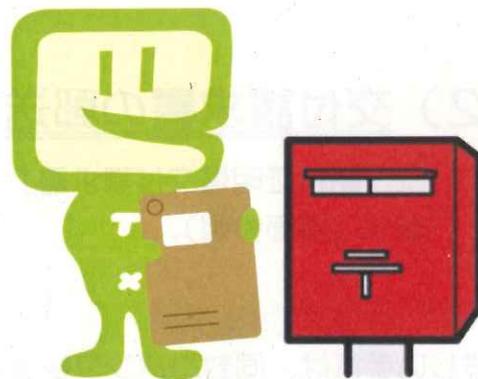
郵送での交付請求がオススメです！！

○ 郵送で請求される際には、次のものを送付していただく必要があります。

- (1) 必要事項を記載した納税証明書交付請求書
- (2) 手数料の金額に相当する収入印紙
- (3) 所要の切手を貼った返信用封筒
- (4) 番号確認書類の写し及び本人確認書類の写し(法人の場合はいずれも不要)

※ 同封の「納税証明書を請求される方へ」又は国税庁ホームページをご参照ください。

納税証明書の交付請求に関するご質問等は、  
富士税務署管理運営部門までお問い合わせ下さい。  
TEL 0545-61-2462 (ダイヤルイン)



7 納税証明書交付請求書

納税証明書交付請求書

収入印紙ちよう付欄  
(消印しないでください)

税務署長 あて

年 月 日

【代理人記入欄】  
代理人の方のみ記入してください。  
住所

氏名

印

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

住所 (納税地)	
(フリガナ)	
氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	印
納人番号 又は 法人番号	

※個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。

信託の名称:

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

証明書の種類	□ その1	□ その2	□ その3 □ その3の2 □ その3の3	□ その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。	/
証明を受けようとする年度	自 年 月 日 年分 至 年 月 日 自 年 月 日 年分 至 年 月 日 自 年 月 日 年分 至 年 月 日	自 年 月 日 年分 至 年 月 日 自 年 月 日 年分 至 年 月 日 自 年 月 日 年分 至 年 月 日	/	/
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 <input type="checkbox"/> 法定納期限等 <input type="checkbox"/> 源泉徴収税額 <input type="checkbox"/> 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)	所得金額 ※申告所得税及復興特別所得税の証明の場合、所得種類別の証明も可能です。 <input type="checkbox"/> □には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 総所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 事業所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 上記以外の所得金額の証明 ( )	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないこととなります。	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚

証明書の使用目的  資金借入  入札参加指名願  登録申請(更新)  保証人  その他( )

※税務署整理欄

個人 (代理人)	<input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 委任状	番号確認書類(個人のみ) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> その他	確認者			
法人 (代理人)	<input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 委任状	本人(代理人)確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真真付)	証明番号			
整理番号		個人番号				
摘要						
□ 収入印紙 □ 現金	その1	税目数	年度	枚	円	合計 〔内現金 円〕 確認者 領収担当者印
	その2		年度	枚	円	
	その3			枚	円	
	その4			枚	円	



# 納税証明書を請求される方へ

～請求に当たっての留意事項・納税証明書交付請求書の記載要領～

## 1 納税証明書の種類

必要となる納税証明書の種類・税目・年分・枚数について、納税証明書の提出先等にあらかじめご確認ください。

納税証明書の種類	証明内容
納税証明書「その1」	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等
納税証明書「その2」	「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」の所得金額
納税証明書「その3」	未納の税額がないこと
納税証明書「その3の2」	「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと（個人用）
納税証明書「その3の3」	「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと（法人用）
納税証明書「その4」	証明を受けようとする期間に、滞納処分を受けたことがないこと

(注) 1 証明することができる「年分」については期間の制限がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

2 コンビニエンスストアで納付（納付の委託）又はインターネットを利用したクレジットカード納付（納付の委託）をした場合、納付済みの納税証明書の発行が可能となるのは、納付の委託をしてから約3週間後となりますので、ご注意ください。

## 2 納税証明書を請求する際に必要なもの

納税証明書を請求するために来署される際には、次のものを持参していただく必要があります。

- (1) 納税証明書交付請求書（P4）（記載に当たっては「3 納税証明書交付請求書の記載要領」を参照）
- (2) 手数料の金額（「5 手数料の計算方法」を参照）に相当する収入印紙又は現金
- (3) 本人確認書類及び番号確認書類

- ① ご本人（法人の場合は代表者本人）又は代理人本人であることを確認できる以下に掲げる本人確認書類  
本人確認書類の種類により、「1枚の提示で足りるもの」と「2枚の提示が必要なもの」に分かれますのでご注意ください。  
※ 本人確認書類は、「氏名及び生年月日」又は「氏名及び住所」が記載されたものに限り、  
※ 有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限り、  
※ 本人確認書類に記載された識別番号等（基礎年金番号を除く。）を控えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

### ○ 1枚の提示で足りるもの

・マイナンバーカード（個人番号カード）	・運転免許証	・運転経歴証明書	・旅券（パスポート）
・海技免状	・小型船舶操縦免許証	・電気工事士免状	・宅地建物取引士証
・船員手帳	・戦傷病者手帳	・身体障害者手帳	・在留カード又は特別永住者証明書
・療育手帳	・その他、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）		

### ○ 2枚の提示が必要なもの

「※」を表示した本人確認書類は、「※」を表示していない2枚の提示が必要な本人確認書類と組み合わせてご提示ください。

・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証	・共済組合員証	・国民年金手帳
・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書	・共済年金又は恩給の証書	
・その他、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）※		
・学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）※		

### ② ご本人の番号確認書類（法人の場合は不要）

納税証明書交付請求書に記入していただいたマイナンバー（個人番号）を確認するため、マイナンバーカード又は通知カード等（代理人の方が来署される場合はこれらいずれかの書類の写し）が必要です。

(4) ご本人の印鑑（法人の場合は代表者の印鑑。代理人の方が来署される場合は代理人の印鑑。）

(5) ご本人（法人の場合は代表者）からの委任状

代理人の方（ご家族、代表者以外の役員、従業員の方を含む。）が来署される場合に必要です。

委任状の署名・押印により委任事実の確認を行っておりますので、委任状には、必ず、ご本人が署名・押印（法人の場合は代表者の署名及び代表者の印鑑を押印）してください。

なお、委任事実をご本人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- (お願い) 1 最近において納付したものに係る納税証明書(その1、その3、その3の2、その3の3)を請求される場合には、その「領収証書」を持参してください（電子納税された場合には、「領収証書」の持参は必要ありません。）。納税が確認できない場合には納付済みの納税証明書を発行できませんので、ご協力をお願いします。
- 2 申告後間もない場合は、納税証明書を発行できない場合がありますので、あらかじめ税務署へお尋ねください。
- 3 納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですから、窓口にお越しになった方の確認等を厳格に行わせていただいておりますので、ご協力をお願いします。

### 3 納税証明書交付請求書の記載要領

- (1) 納税者の方の住所・氏名・マイナンバー（法人の場合には納税地、法人名、代表者氏名及び法人番号）を記入し、押印（法人の場合は代表者の印鑑を押印）してください。  
事業所等を納税地として申告されている方は事業所の所在地を記入してください。  
代理人の方が来署される場合は、「代理人記入欄」についても住所・氏名を記入し、押印してください。
- (2) 「証明書の種類」欄に☑を付けてください。複数種類の証明書についての交付請求も可能です。
- (3) 「証明を受けようとする税目」欄に☑を付けてください。
- (4) 「証明を受けようとする国税の年度」欄に年度等を記入してください。  
「申告所得税及復興特別所得税」については「年分」を、「法人税」については「事業年度」又は「連結事業年度」を、「消費税及地方消費税」については「課税期間」を記入してください。  
連結申告に係る「連結事業年度」の場合には、「年分」欄に(連)と併せて記入してください。
- (5) 「その1」の証明書を請求される方で、「法定納期限等」、「源泉徴収税額」又は「未納税額のみ」の証明が必要な場合には、「証明を受けようとする事項」欄の該当欄に☑を付けてください。  
「その4」の証明書を請求される方は、「証明を受けようとする期間」を記入してください。
- (6) 「申告所得税及復興特別所得税」について「その2」の証明書を請求される方は、所得種類別の証明も可能ですので必要に応じて、「証明を受けようとする事項」欄の該当欄に☑を付けてください。「上記以外の所得金額の証明」の場合には、かっこ内に所得の種類を記入してください。
- (7) 「証明書の請求枚数」欄に必要枚数を記入してください。
- (8) 「証明書の使用目的」欄の該当欄に☑を付けてください。「その他」の場合には、かっこ内に使用目的を記入してください。  
※ 代理人の方が来署される場合は、代理人の方に納税証明書の使用目的をあらかじめお伝えください。
- (9) その他、ご不明な点は税務署にお尋ねください。

### 4 郵送で請求される場合のご注意

- (1) 納税証明書を郵送で請求される際には、次のものを税務署へ送付していただく必要があります。
  - ① 必要事項を記載した納税証明書交付請求書
  - ② 手数料の金額（「5 手数料の計算方法」を参照）に相当する収入印紙  
収入印紙は、納税証明書交付請求書の所定の場所へ貼ってください（絶対に消印しないでください）。  
郵送で請求される場合、手数料の現金納付はできません。
  - ③ 所要の切手を貼った返信用封筒  
納税証明書は1枚当たりおおよそ5グラム程度です。書留郵便等での受領をご希望の方は、通常の郵便料金に書留郵便料金又は簡易書留郵便料金を加算した合計金額に相当する切手が必要です。
  - ④ 番号確認書類の写し及び本人確認書類の写し（法人の場合はいずれも不要）  
番号法に定める本人確認（番号確認と身元確認）のため、ご本人の番号確認書類（「2 納税証明書を請求する際に必要なもの」(3)②を参照）の写しのほか、本人確認書類（「2 納税証明書を請求する際に必要なもの」(3)①を参照）の写しが必要です。  
なお、代理人の方が請求される場合は、委任状、ご本人（納税者の方）の番号確認書類の写し及び代理人の方の本人確認書類の写しが必要です。
- (2) 納税証明書の送付先については、次の点にご注意ください。  
納税証明書は、原則としてご本人又は法人の住所（納税地）以外には送付できません。  
なお、次の書類を同封していただければ、代理人の方の住所へ送付できます。
  - ① ご本人（法人の場合は代表者本人）からの委任状  
委任状には、必ず、ご本人が署名・押印（法人の場合は代表者の署名及び代表者の印鑑を押印）してください。  
なお、委任事実をご本人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
  - ② 代理人本人であることを確認できる書類（「2 納税証明書を請求する際に必要なもの」(3)①を参照）のうち送付先住所が確認できるいずれか1種類の写し  
代理人の方の住所及び氏名が記載された面（ページ）の写しが必要になります。  
なお、代理人本人であることを確認できる書類に記載された住所以外には送付できません。  
有効期限のある書類は、有効期限が記載されている面（ページ）の写しも同封してください。※ 代理人の方が税理士等である場合は、委任状のほか、税理士等であることを証する書類の写しを同封していただければ、税理士等の事務所へ送付できます。

## 5 手数料の計算方法

納税証明書の交付請求には、次の算式で求められる手数料が必要です。収入印紙を貼って手数料を納める場合は、収入印紙には絶対に消印しないでください。消印したものは無効となります。

種類	税目数	年度数	枚数	単価	小計	合計
その1	×	×	×	400円	=	円
その2		×	×	400円	=	円
その3・その4 〔その3の2〕 〔その3の3〕			×	400円	=	円

- (注) 1. 災害により財産に相当な損失を受けた方がその復旧に必要な資金の借入れをするために納税証明書を使用する場合や、生活の維持について困難な状況にある方が法律に定める扶助等の措置を受けるために納税証明書を使用する場合など、手数料を必要としない場合があります。詳しくは、収入印紙を購入する前に税務署へお尋ねください。  
2. 税目又は年度（事業年度・課税期間）ごとに請求枚数が異なる場合は、税務署へお尋ねください。  
3. e-Taxを利用して納税証明書の交付請求を行う場合は、手数料の単価は370円です。

## 6 委任状の様式

### 委 任 状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

次に掲げる納税証明書の請求及び受領に関する権限（種類・税目・年分・枚数を記入してください。）

1. 種類                      税目                      税 年分                      枚数                      枚

2. \_\_\_\_\_

年 月 日 \_\_\_\_\_

(委任者) 住 所 (納税地) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(法人名及び代表者氏名) \_\_\_\_\_

印

- (注) 1 委任状の作成に当たっては、委任者の方が自署・押印（法人の場合は代表者の署名及び代表者の印鑑を押印）してください。  
2 委任状はこの様式に限りません。

### 納税証明書の交付請求は便利なe-Taxで！

▶ e-Tax を利用して納税証明書を交付請求できます。

納税証明書を自宅等からe-Taxで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーが不要です。また、窓口で書面により請求する場合と比べ、次のメリットがあります。

- ① 手数料が安価です。1税目1年度1枚（1ファイル）370円です。 ※ 通常は400円です。  
② 窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます（当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。）。

※ 詳しくは、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から納税証明書請求データを作成できます。e-Taxソフト(SP版)へログインし、メインメニューの「申請・納税」から「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

e-Taxソフト(SP版)には右のコードからアクセスできます。 ⇒  
([www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html](http://www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html))

